令和9年3月2日から

狂犬病予防注射済票の制度が変わります！

～年1回の接種は変わりません～

大切な愛犬のために忘れずに！



注射の時期が通年になります

注射済票の交付ルールが変わります

令和9年度から、狂犬病予防注射は**通年接種**となります。
ただし、令和9年3月に接種した場合は**令和8年度分**として取り扱うため、
令和9年度の狂犬病予防注射は、令和9年4月1日以降の接種となります。

制度の変更点（現在と改正後の比較）

項目	現在（～令和9年3月1日まで）	改正後（令和9年3月2日～）
接種時期	毎年 4月1日～6月30日の間に接種	年間を通していつでも接種可能 ※年１回の接種は変更ありません
注射済票の交付年度	3月2日～同年3月31日に接種した場合、翌年度の注射済票を交付	注射日の年度と同じ年度の注射済票を交付

接種時期のイメージ

現在（～令和9年3月1日まで）

4月 ⟷ 6月30日

3月2日～同年3月31日に接種した場合、翌年度の注射済票を交付

令和9年3月2日から

改正後（令和9年3月2日～）

4月 ⟷ 翌年3月31日

注射日の年度と同じ年度の注射済票を交付

ご注意ください！

詳しくはお問い合わせください

- 令和9年度の狂犬病予防注射は　令和9年4月1日以降の接種となります。
- 令和8年3月2日～令和9年3月1日に接種済みの方が、令和9年3月2日～令和9年3月31日に接種すると、令和8年度に2回接種した扱いとなります。
- 令和9年3月中の接種は、令和9年度の注射済票は交付できません。

お問い合わせ　尼崎市動物愛護センター　☎ 06-6434-2233